

豊中市指定障害福祉サービス事業者等監査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成24年4月1日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱第1条に規定する障害福祉サービス事業者等（以下同じ。）への監査方法等を定めるものとする。

(対象及び実施方法)

第2条 監査（要綱第3条第4項に定める監査をいう。以下同じ。）は、次の各号に定めるいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 障害福祉サービス事業者等若しくは当該事業者等が運営するサービス事業所等（以下「サービス事業所等」という。）の管理者又は従業員が、利用者に対して虐待を行ったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第2項に定める「指定障害福祉サービス事業者等」をいう。）にあつては第43条、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第34条第1項の「指定障害者支援施設等」をいう。）の設置者等にあつては障害者総合支援法第44条、指定一般相談支援事業者（障害者総合支援法第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者をいう。）にあつては障害者総合支援法第51条の23、指定特定相談支援事業者（障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に定める指定特定相談支援事業者をいう。）にあつては障害者総合支援法第51条の24、指定障害児通所支援事業者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に定める「指定障害児通所支援事業者」をいう。）にあつては児童福祉法第21条の5の19、指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第24条の26第1項第1号に定める「指定障害児相談支援事業者」をいう。）にあつては児童福祉法第24条の31、指定地域生活支援事業者（要綱第1条の指定地域生活支援事業者をいう。）にあつては豊中市障害者等移動支援事業実施要綱、豊中市障害者等移動支援事業者の指定に関する要綱、豊中市障害者等日中一時支援事業実施要綱、豊中市重度身体障害者入浴介助サービス事業実施要綱、豊中市障害者地域活動支援センター事業（相談支援型）実施要綱又は豊中市障害者地域活動支援センター事業（活動支援型）実施要綱に規定する基準（以下「指定等の基準」という。）の重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 自立支援給付対象サービス等（要綱第1条に定める自立支援給付対象サービス等をいう。以下同じ。）の内容に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 自立支援給付サービス等に係る費用の請求に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足りる理由があるとき。
- (5) 障害福祉サービス事業者等が、不正の手段により事業者指定を受けたことを疑うに足りる理由があるとき。
- (6) 度重なる実地指導（要綱第3条第3項に定める「実地指導」をいう。以下同じ。）を行ったにも

かかわらず、自立支援給付対象サービス等の内容又はその費用の請求についての不正又は不当に改善がみられないとき。

(7) その他、市長が特に必要と認めた場合

2 監査は、次の各号に定める方法により実施するものとする。

(1) 監査の実施に際しては、実施に係る根拠法令、目的、実施日時、実施場所、監査担当職員、対応者及び準備すべき書類等を「監査の実施及び関係書類の準備等について」（以下「監査の実施通知」という。）により、あらかじめ対象障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。ただし、市長が緊急を要するものと判断した場合は、監査開始時に通知することにより、監査を行うことができる。

(2) 監査の実施に当たり、障害福祉サービス事業者等から事前に関係書類等の提出（以下「事前提出書類」という。）を求める必要がある場合は、監査の実施通知において当該書類等の提出を求めることを付記するものとする。

(3) 前項の規定にかかわらず、実地指導を実施している中途において、前項第1号から第5号までに規定する事項が行われたことを疑うに足りる事実を確認した場合には、実地指導を中止し直ちに監査を行うことができる。

(4) 監査は、原則2名以上の職員で行う。

(5) 監査担当職員は、事前提出書類及び対象の障害福祉サービス事業者等が保有する関係書類等の審査を行うとともに、対象のサービス事業所等の管理者又は従業者に対して質問を行う。また、必要と認められる場合には、自立支援給付対象サービス等に係る利用者、その保護者、当該サービス事業所等の管理者又は従業者であった者に対する質問を行うものとする。

(6) 監査の実施に当たって、必要があると認めるときは、関係書類又はその写しの提出を求めることができる。

(7) 前号に規定する場合により関係書類の提出を求め、提出させたときは、監査担当職員は「預かり書」を作成し、対象障害福祉サービス事業者等に交付するものとする。

(8) 第6号の規定により提出させた関係書類を返却する場合は、当該書類を返却した事実を証することを目的として、前号において交付した「預かり書」に対し、対象の障害福祉サービス事業者等の担当者の署名等を得て、前号において交付した「預かり書」の返却を求めるものとする。

(9) 監査において、指定等の基準に違反する事実等について、対象の障害福祉サービス事業者等から説明又は報告を求める場合において、日時を定めて福祉部福祉指導監査課の執務室その他の場所に当該障害福祉サービス事業者等の管理者又は従業者の出頭を求めることができる。

(10) 監査において、対象のサービス事業所等の管理者若しくは従業者、当該サービス事業所等の管理者若しくは従業者であった者又は自立支援給付対象サービス等に係る利用者若しくはその保護者から聴取した事項について、必要があると認めるときは、「監査等における確認調書（質問顛末書）」を作成するとともに、聴取した相手方の署名を得るものとする。

(11) 監査終了後、監査担当職員は「監査調書」を作成し、市長に報告するものとする。

（監査後の行政上の措置）

第3条 監査の結果、指定等基準に違反等が認められた場合には、次の各号に定める区分により勧告、命

令等にあつては障害者総合支援法第49条、第51条の28、児童福祉法第21条の5の23又は第24条の35の規定、指定の取消し等にあつては障害者総合支援法第50条、第51条の29、児童福祉法第21条の5の24又は第24条の36の規定に基づき、行政上の措置を行うものとする。ただし、改善の勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、監査終了後文書によってその旨の通知を行うものとし、対象の障害福祉サービス事業者等に対して、文書による報告をさせるものとする。

(1) 勧告

ア. 障害福祉サービス事業者等に指定等の基準に違反等の事実が確認された場合は、対象の障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ. 勧告を受けた障害福祉サービス事業者等は、市長が定める期限内に勧告に係る是正措置等について文書により報告を行わなければならない。

ウ. 勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、勧告したことに従わなかったときはその旨を公表することができる。

(2) 命令

ア. 障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、障害福祉サービス事業者等に対し、市長が定める期限内にその勧告に係る措置をとるべきことを文書により命令することができる。

イ. アに係る命令を行った場合においては、その旨を公示しなければならない。

ウ. 命令を受けた障害福祉サービス事業者等は、市長が定める期限内に命令に係る是正措置等について文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消し等

ア. 指定等の基準の違反等の内容等が、障害者総合支援法第50条第1項各号（同条第3項により準用する場合を含む。）、第51条の29第1項各号及び第2項各号並びに児童福祉法第21条の5の24及び第24条の36のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部又は一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

イ. アに係る指定の取消し等を行った場合においては、その旨を公示しなければならない。

2 第1項に規定する行政上の措置に相当する事実が認められない場合であつて、引き続き指導が必要と認める場合には、実地指導に準じた指導を行うものとする。

（聴聞又は弁明の機会の付与）

第4条 前条第1項第3号に規定する指定の取消し等の処分を予定する障害福祉サービス事業者等に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

2 指定の取消し等の処分を行ったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、措置の種類、措置に係る根拠法令、その原因となる事実、不服申立てに関する事項等について、文書により通知を行う。

（関係行政機関等との連携）

第5条 監査の実施に際しては、関係行政機関等と連携を図り実施するものとし、必要に応じて情報交

換等を行うものとする。

- 2 監査の結果並びに第3条及び第6条の規定に係る内容において必要がある場合は、その内容等について、関係行政機関等に情報提供又は通知ができるものとする。

(監査後の経済上の措置)

第6条 監査の結果、自立支援給付対象サービス等の内容又はその費用の請求に関し、不正又は不当な事項が認められこれに係る返還金が生じた場合には、当該不正又は不当な事項に係る全利用者分の介護給付費・訓練等給付費等明細書等の関係書類等を対象に返還金（行政上の措置の実施日において、自立支援給付対象サービス等に係る費用の返還請求に関し消滅時効の期限が到来しているものを除く。）を確定し、文書により返還の指示を行う。

- 2 命令又は指定の取消し等の処分を行った場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に関するものに関しては、原則として障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額（以下「加算額」という。）を支払うよう指示する。

- 3 返還金額（加算額を含む。）が確定したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、返還同意書その他必要な書類を提出させるものとする。

- 4 第1項により返還金の確定に伴い、利用者に対する自己負担額に過払いが生じている場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対して、当該自己負担額を返還するよう指示する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。